東京都市計画地区計画の決定(品川区決定)

都市計画東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称		東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区計画					
位置※		品川区東中延一丁目、東中延二丁目、中延二丁目及び中延三丁目各地内					
面積※		約 29.4h a					
地区計画の目標		当地区は、地区の中央部に荏原中延駅が位置し東西南北に商業地が形成されており、地区の北側は都市計画道路補助第 26 号線、南側は都市計画道路補助第 30 号線、東側は都市計画道路放射第 1 号(第二京浜国道)に囲われている。また、「品川区まちづくりマスタープラン」における密集市街地改善ゾーン、「東京都防災都市づくり推進計画」における重点整備地域に位置づけられている。これらの位置づけを踏まえ、当地区では、防災性及び住環境の向上を目的として、防災上重要な生活道路や公園・広場の整備、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の指定、老朽建築物の所有者への支援等、不燃化促進に係る取組が行われている。本計画は、こうした取組に併せ、地区全域における敷地の細分化を防止するとともに、とりわけ狭幅員な細街路と木造住宅が密集する街区における住環境及び防災性の向上に効果的な建替えの誘導等を段階的に図り、安全で快適な市街地環境の形成を目指すものとする。なお、今後は、統一感ある街並みの形成に向けた建替えの誘導を地区全域で図るものとする。					
区域の整	土地利用の方針	地区特性に応じ、調和のとれた土地利用を誘導するため、土地利用の方針を以下のとおり定める。 1 木造住宅密集地を主体とする(い)地区では、敷地の細分化や建築物の過密化を抑制しつつ、建替えの促進を図ることにより、土地の適正な利用を誘導し、安全で快適な市街地の形成を図る。 2 木造住宅密集地と商業地が共存する(ろ)地区では、敷地の細分化を抑制しつつ、建替えの促進を図ることにより、土地の適正な利用を誘導し、安全で快適な市街地の形成を図る。 3 商店街沿道の(は)地区では、後背地の住環境に配慮しつつ、統一感のある街並みから成る安全で快適な市街地の形成を図る。 4 狭隘な細街路沿いの木造住宅密集地である(に)地区及び(ほ)地区では、建替え等に合わせ、連続した道路状空間を確保しながら土地の合理的な利用を誘導し、統一感のある街並みから成る安全で快適な市街地の形成を図る。 5 幹線道路沿いに商業・業務系用途が立地する(へ)地区では、幹線道路沿道にふさわしい、土地の有効利用を図る。					
開発及	地区施設の整備の方針	災害時の円滑な避難、消火、救護活動等を支え、安全性の向上を図るとともに、日常の通勤、買物等の利便性の向上に寄与する道路を地区防災道路として地区施設に位置づける。地区防災道路は、現況幅員が概ね6m以上の道路のうち周辺地域との道路ネットワーク上重要な路線を位置づけるものとする。 また、地区住民の憩いの場であり、災害にも有効な空間である公園・広場を適切に配置する。					
及び保全の方針	建築物等の整備の方針	安全で快適な市街地環境の形成を図るため、以下の事項を定める。 1 地区全域において、敷地の細分化による建築物の過密化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 また、震災時に倒壊の恐れのあるブロック塀等の新設防止による道路沿いの安全性や快適性の向上のため、垣又はさくの構造の制限を定める。 2 (い)地区では、良好な住環境の確保のため、上記1の事項に加え、壁面の位置の制限を定める。 3 (は)地区、(に)地区及び(ほ)地区では、良好な住環境を備え、中高層の建物を中心とした連続性及び統一感のある街並みの形成を図る。そのため、上記1及び2の事項に加え、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、地区特性に応じた建築物の容積率の最高限度及び建築物等の高さの最高限度を定め、前面道路幅員による容積率制限を緩和する。また、(は)地区及び(に)地区では、道路斜線制限を緩和し、(ほ)地区では、道路斜線制限及び北側斜線制限を緩和する。					
	その他当該区域の整備・開 発・及び保全に関する方針	地区内では、品川区みどりの条例に基づく基準等を踏まえ、積極的に緑化を推進する。さらに、緑化推進に資するとともに、災害時の諸活動を支える公園・広場の整備に努める。					

	地区施設 種類		種類	名称			幅員	延長			備考
	の配	置及「		地区防災道路	1 号		6.0~6.7m	約 640m			既設
	び規模			地区防災道路 2 号			6.0~6.2m 約190m			既設	
			道路	地区防災道路3号		6.9~7.6m		約 440m			既設
		担路		地区防災道路 4 号		6.0∼6.7m		約 280m		既設	
				地区防災道路 5 号		5. 9∼6. 1 m		約 360m		既設	
	種類			地区防災道路 6 号		6. 0∼6. 1 m		約 190m		既設	
				名称		面積				備考	
			公園	公園 1 号			約 11				既設
			ム圏	公園 2 号			約 24				既設
				防災広場 1 号		約 725 ㎡					既設
			広場	防災広場 2 号			約 18			既設	
				防災広場 3 号			約 41			既設	
			1. 4	防災広場 4 号			約 39		() =)		既設
		地区		(い)地区		地区	(は) 地区	(に) 地区	(ほ)		(へ) 地区
地		区分	1/- 1	約 16.6ha	約7.	. 4ha	約 0.6ha	約 2. 0ha	約 0.4	lha	約 2. 4ha
区整備計		建築物の容積率の 最高限度※		_	-	_	10 分の 30	10 分の 20	10 分の	20	_
計画	建築物等に関する事項	の最低	物の敷地面積 低限度	1 この地区計画の 所有権その他の権 2 公共施設(地区))都市計画 賃利に基づ 施設を含む	決定の告え いて建築物 ら)の整備	かの敷地として使用す 等により変更された 66 て譲渡された土地 1 建築物の外 壁又はこれの ではたれの はこれの がら計 で の 面 を 理 なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なれた は なった は なった は なった は なった は なった は なった は なった なった なった なった なった なった なった なった なった なった	築物の敷地として使 る 60 ㎡未満の土地	用されている 又はこれに代 4 に示す壁面 こ基づく道路 ご5m以上と	3 60 ㎡に たわる柱 面線の中心 する。	こ満たない土地又は現に存する
		壁面の	の位置の制限	線までの真北方向 の距離は、0.5m以 上とする。		_	基準法に基づ く道路の中心 線までの距離 は2.5m以上と する。 2 建築物の外 壁又はこれに	の面から隣地境身 の距離は、地盤面 までの範囲につい 盤面からの高され 囲については 2.5	P線までの真 からの高さな >ては 0.5m が 6.5mを超	取北方向 が 6.5m 以上、地 Bえる範	_

			代わる柱の面
			から隣地境界
			線までの真北
			方向の距離は、
			地盤面からの
			高さが 9.5mを
			超え 12.5mま
			での範囲につ
			いては 1.5m以
			上、地盤面から
			の高さが 12.5
			mを超える範
			囲については
			2.5m以上とす
			る。
			道路に面して壁面の位置の制限として定められた限度の
壁面後退区域にお		_	線と建築基準法に基づく道路又は地区施設の道路の境界線
ける工作物の設置			との間の土地の区域では、門、塀、垣又はさく、広告物、そ
の制限			の他これらに類する工作物を設置してはならない。
			建築物の各部
			分の高さ(地盤面
			からの高さによ
			る)の最高限度は 建築物の各部分の高さ(地盤面から
			16mとする。ただ の高さによる) の最高限度は 10mとす
			し、敷地面積が る。ただし、敷地面積が 150 ㎡以上の敷
			200 m ² 以上の敷地 地については、13m、500 m ² 以上の敷地
			については、19 については、19mとする。
	_	_	m、300 m ² 以上の
建築物等の高さの			敷地については、
最高限度			31mとする。
			(は)地区、(に)地区及び(ほ)地区における日照確保
			のため、高さが 10mを超える中高層の建築物は、次の各号
			の定めに従わなけれなければならない。
			1 冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの
			間において、平均地盤面から(は)地区、(に)地区及び
			(ほ) 地区内の別表 1 に掲げる高さの水平面に、敷地境
			界からの水平距離が 5mを超え 10m以内の範囲において
			は別表 2 (イ) 欄に掲げる時間以上、10mを超える範囲に
			おいては同表(ロ)欄に掲げる時間以上日影となる部分を

	生じさせることのないものとしなければならない。 2 同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前号の規定を適用する。 3 建築物の敷地が道路等に接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における前 2 号の既定の適用の緩和に関する措置は、建築基準法施行令第 135 条
垣又はさくの構造	建築基準法上の道路又は地区施設の道路(以下この事項において「道路」という。)に面して、組積造によるブロック塀等を設けてはならない。道路に面して垣、さくを設ける場合には、生け垣、透視可能なフェンス又は採光・通風に配慮した軽量なフェンスとし、道路交通機能の支障とならないよう設置しなければならない。なお、生け垣とこれらのフェンスを併用することは妨げない。
の制限	ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 1 道路面から高さ 0.6m以下のブロック塀、その他これに類するもの。 2 道路に面する門柱又は門柱に接続する長さが 1.2m以下で、かつ高さが 2m以下のブロック塀、その他これに類するもの。 3 法令等の制限上やむを得ないもの。

※は知事協議事項

「地区の区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限の区域、建築物等の高さの最高限度の区域は、計画図表示のとおり」 理由:東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区における住環境及び防災性の向上に効果的な建替えの段階的な誘導等により安全で快適な市街環境の形成を図るため、地区計画を決定する。

別表1

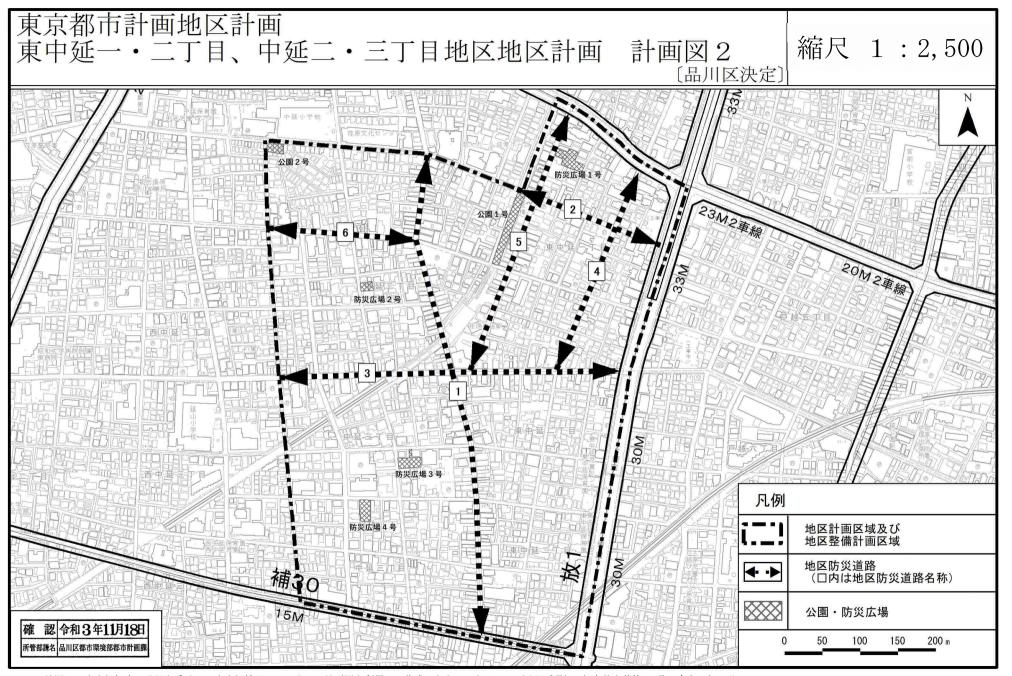
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,									
	地区の区	.分	(は)地区	(に) 地区	(ほ) 地区				
	水平面の	高さ	6. 5m	4m	4m				
別表 2									
	地区の区	.分	(は) 地区	(に) 地区	(ほ) 地区				
	(1)	敷地境界からの水平距離が 5mを超え 10m以内の範囲における日影時間	5 時間	4 時間	3 時間				
	(口)	敷地境界からの水平距離が 10mを超え る範囲における日影時間	3 時間	2.5 時間	2 時間				

東京都市計画地区計画東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区計画 縮尺 1:40,000 位置図 [品川区決定] 西小山 戸越銀座 荏原中延 旗の台 凡例 認 令和 3年11月18日 地区計画区域及び 地区整備計画区域 所管部課名 品川区都市環境部都市計画課 200 300 400 m

[|] この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。 (承認番号) 2 都市基交著第 15 号 令和 2 年 5 月 2 0 日 | ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 道路網図を使用したものである。 (承認番号) 2 都市基街都第 1 9 2 号、令和 2 年 1 0 月 8 日 無断複製を禁ずる。

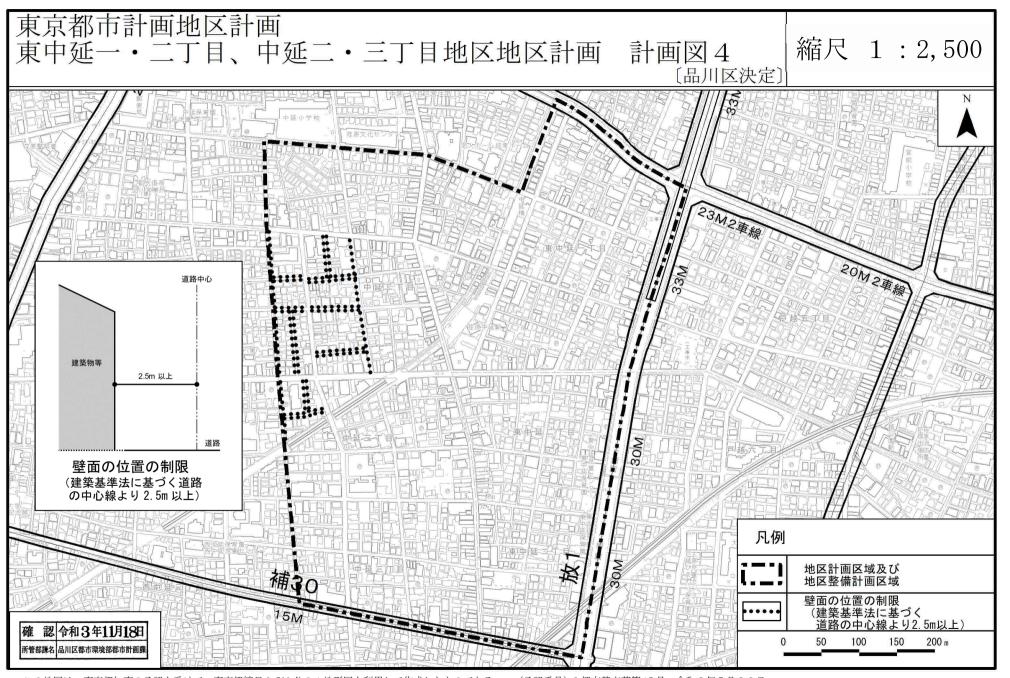
東京都市計画地区計画東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区計画 縮尺 1:2,500 計画図1 [品川区決定] N 凡例 <区域境界分類> ①現況道路 道路中心 ②計画道路 道路中心 3線路中心 地区計画区域及び 約29.4ha 地区整備計画区域 (い) 地区 約16.6ha (ろ) 地区 約7.4ha (は) 地区 約0.6ha 約2.0ha (に) 地区 (ほ) 地区 約0.4ha (へ) 地区 約2.4ha 確認令和3年11月18日 100 150 200 m 所管部課名 品川区都市環境部都市計画觀

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。 (承認番号) 2 都市基交著第 15 号 令和 2 年 5 月 2 0 日 ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 道路網図を使用したものである。 (承認番号) 2 都市基街都第 1 9 2 号、令和 2 年 1 0 月 8 日 無断複製を禁ずる。



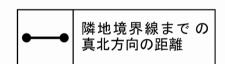
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。 (承認番号) 2 都市基交著第 15 号 令和 2 年 5 月 2 0 日 ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 道路網図を使用したものである。 (承認番号) 2 都市基街都第 1 9 2 号、令和 2 年 1 0 月 8 日 無断複製を禁ずる。 東京都市計画地区計画東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区計画 縮尺 1:2,500 計画図3 [品川区決定] 凡例 <区域境界分類> ①現況道路 道路中心 ②線路中心 地区計画区域及び 地区整備計画区域 建築物の高さの 最高限度を定める区域(10m) 建築物の高さの 最高限度を定める区域 (16m) 確 認令和3年11月18日 100 150 200 m 所管部課名 品川区都市環境部都市計画課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。 (承認番号) 2 都市基交著第 15 号 令和 2 年 5 月 2 0 日 ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 道路網図を使用したものである。 (承認番号) 2 都市基街都第 1 9 2 号、令和 2 年 1 0 月 8 日 無断複製を禁ずる。

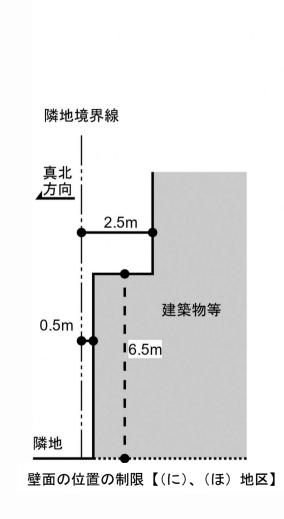


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。 (承認番号) 2 都市基交著第 15 号 令和 2 年 5 月 2 0 日 ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 道路網図を使用したものである。 (承認番号) 2 都市基街都第 1 9 2 号、令和 2 年 1 0 月 8 日 無断複製を禁ずる。

東京都市計画地区計画 東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区計画 計画図 5 [品川区決定]



確認 令和3年11月18日 所管部課名 品川区都市環境部都市計画課



真北 <u>方向</u> 2.5m 1.5m 建築物等 12.5m **1**9.5m 隣地

壁面の位置の制限【(は)地区】

隣地境界線